



HILLS REIT

平成 21 年 5 月 27 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号  
 森ヒルズリート投資法人  
 代表者名  
 執行役員 森 寛  
 (コード番号: 3234)

資産運用会社名  
 森ビル・インベストメントマネジメント株式会社  
 代表者名  
 代表取締役社長 森 寛  
 問合せ先  
 財務部長 清水 隆 広  
 TEL. 03-6406-9300(代表)

資産運用会社の社内規程（利害関係取引規程）の変更に関するお知らせ

森ヒルズリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の資産運用会社である森ビル・インベストメントマネジメント株式会社（以下「当社」といいます。）は、平成 21 年 5 月 27 日、下記の通り、社内規程である利害関係取引規程の変更を決定致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 利害関係取引規程変更の概要

現在の不動産マーケットの状況に鑑みて、利害関係取引規程に定める「利害関係者から不動産等を取得する場合の取得上限価額」に係る条項（第7条第1項）について、取得上限価額を、「鑑定評価額の110%」から「鑑定評価額（但し、合理的な理由がある場合は鑑定評価額の110%）」に変更するものです。

2. 利害関係取引規程の変更箇所

変更前	変更後
<p>第 7 条（不動産等の取得）            利害関係者から不動産等を取得する場合、その取得価額は、利害関係者でない不動産鑑定士（法人を含むものとする。以下同様とする。）による<u>鑑定評価額の 110%を超えないものとする。但し、ここでいう取得価額は不動産等そのものの価格とし、税金、取得費用、信託設定に要する費用、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分精算額等</u>を含まない。また、売主が投資法人による取得のために当該不動産等を取得した場合には、取得に要した諸費用相当額を、<u>鑑定評価額の 110%に加算した金額を上限とする価格で取得することができるものとする。</u></p>	<p>第 7 条（不動産等の取得）            利害関係者から不動産等を取得する場合、その取得価額は、利害関係者でない不動産鑑定士（法人を含むものとする。以下同様とする。）による<u>鑑定評価額を超えないものとする。但し、当社が算定する投資価値が鑑定評価額を上回ること</u>に合理的な理由がある場合には、<u>鑑定評価額の 110%を上限として取得することができるものとする。なお、ここでいう取得価額は不動産等そのものの価格とし、税金、取得費用、信託設定に要する費用、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分精算額等</u>を含まない。<u>さらに、売主が投資法人による取得のために当該不動産等</u>を取得した場合には、<u>当該取得に要した諸費用相当額もまた含まないものとする。</u></p>

以上

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会  
 ※本投資法人のホームページアドレス：<http://www.mori-hills-reit.co.jp/>